

平成24年第3回千代田町議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 日 4月10日(火曜日)	
○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会 (午後 1時30分)	5
○開会の宣告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
○承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
○承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
○同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
○同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
○発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
○千代田町議会改革推進特別委員会正副委員長の互選	25
○千代田町選挙管理委員及び補充員の選挙	26
○町長あいさつ	27
○閉会の宣告	28
閉 会 (午後 4時00分)	28

平成24年第3回千代田町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成24年4月5日

千代田町長 大谷直之

1. 期 日 平成24年4月10日

2. 場 所 千代田町議会議場

3. 付議事件

- (1) 専決処分事項の承認を求めることについて
- (2) 専決処分事項の承認を求めることについて
- (3) 専決処分事項の承認を求めることについて
- (4) 専決処分事項の承認を求めることについて
- (5) 千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱につき同意を求めることについて
- (6) 千代田町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- (7) 千代田町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- (8) 千代田町議会改革推進特別委員会の設置について
- (9) 千代田町選挙管理委員及び補充員の選挙

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 1 名)

1 番	野 村 智 一 君	2 番	高 橋 祐 二 君
3 番	坂 部 敏 夫 君	4 番	襟 川 仁 志 君
5 番	金 子 孝 之 君	6 番	福 田 正 司 君
7 番	小 林 正 明 君	8 番	柿 沼 英 己 君
9 番	富 岡 芳 男 君	1 0 番	黒 澤 兵 司 君
1 2 番	細 田 芳 雄 君		

○ 不 応 招 議 員 (1 名)

1 1 番 青 木 國 生 君

平成24年第3回千代田町議会臨時会

議事日程（第1号）

平成24年4月10日（火）午後1時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて
日程第 4 承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて
日程第 5 承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて
日程第 6 承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて
日程第 7 同意第1号 千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱につき同意を求めることについて
日程第 8 同意第2号 千代田町監査委員の選任につき同意を求めることについて
日程第 9 同意第3号 千代田町監査委員の選任につき同意を求めることについて
日程第10 発議第3号 千代田町議会改革推進特別委員会の設置について
日程第11 千代田町選挙管理委員及び補充員の選挙

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（11名）

1番	野村智一君	2番	高橋祐二君
3番	坂部敏夫君	4番	襟川仁志君
5番	金子孝之君	6番	福田正司君
7番	小林正明君	8番	柿沼英己君
9番	富岡芳男君	10番	黒澤兵司君
12番	細田芳雄君		

○欠席議員（1名）

11番 青木國生君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	大	谷	直	之	君
教	育	荒	井	幸	夫	君
総	務	川	島		賢	君
財	務	坂	本	道	夫	君
住	民	塩	田		稔	君
環	境	野	村	真	澄	君
経	済	椎	名	信	也	君
農	業					
事	務					
建	設	石	橋	俊	昭	君
水	道	宗	川	正	樹	君
課	長	高	橋	充	幸	君
兼	員					
會	長					
會	計					
兼	管					
理	課					
者	長					
教	育					
事	務					
局	員					
會	長					

○職務のため出席した者の職氏名

事	務	局	長	荒	井	和	男
書			記	小	林	良	子
書			記	大	谷	英	希

開 会 (午後 1時30分)

○開会の宣告

○議長（細田芳雄君） 皆さん、こんにちは。本日の臨時会に、青木國生議員から体調不良のため欠席させていただくとの連絡を受けておりますので、報告させていただきます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第3回千代田町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○議長（細田芳雄君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

今臨時会に付議される案件は、町長提案の専決処分事項4件、人事案件3件、千代田町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙1件並びに議員発議1件であります。

続いて、例月出納検査結果報告については、平成23年度1月分が監査委員よりなされておりますので、報告いたします。

出席説明員については、今朝ほど配付いたしました一覧表のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長（細田芳雄君） これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

今臨時会の会議録署名議員は、千代田町議会会議規則第118条の規定により、

3番 坂 部 敏 夫 君

4番 襟 川 仁 志 君

以上2名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（細田芳雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は、本日1日としたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） ご異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第3、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本専決処分につきましては、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布されたことに伴い、千代田町税条例においても所要の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなく、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

今回の改正の要旨であります。個人町民税については、給与または公的年金のみの所得者が寡婦控除を受ける場合は申告書の提出を不要とすること、また東日本大震災の被災者に対する税制面での支援策として、震災で滅失した住宅の敷地の譲渡について、特例対象となる譲渡期限を3年から7年に延長すること及び滅失または再取得した住宅に係る住宅借入金等特別税額控除について、所得税で特例の適用を受けた場合には、個人町民税でも対象とする規定を整備いたします。

固定資産税につきましては、平成24年度を評価替えの基準年度とすることから、各条項の年度の更新、住宅用地の負担調整措置に係る据え置き特例の廃止、また図書館・博物館・幼稚園を設置する一般社団法人及び一般財団法人に係る非課税措置の規定を新設するものであります。

詳細につきましては、財務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 財務課長、坂本道夫君。

○財務課長（坂本道夫君） 改めまして、こんにちは。承認第1号 専決処分事項の承認を求めることにつきまして、詳細説明を申し上げます。

本案は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布されまして、翌日の4月1日施行となったことに伴い、本町の税条例につきましても所要の改正を行い、法律の施行日に合わせて運用を開始する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただいたものであります。

お手元に承認第1号の資料といたしまして新旧対照表を配付させていただいております。この新旧対照表により説明させていただきたいと思っております。新旧対照表、右側が現行条例、左側が改正案とな

っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、新旧対照表の1ページでございます。最初に、条例第36条の2、町民税の申告の関係でございます。第1項で申告書の提出について規定しておりますが、今回の改正では、前年中において給与所得または公的年金所得のみの所得者が寡婦控除あるいは寡夫控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とするために文言を削除したものであります。

めくっていただきまして、2ページでございます。ここから固定資産税関係となります。まず、附則第10条の2第7項、高齢者の居住の安全性の向上のためのバリアフリー等の改修工事を行った場合、また次の第8項、省エネのための改修工事を行った場合の固定資産税の減額の規定であります。引用しております地方税法施行規則附則の第7条第6項が削除されたことに伴いまして、それぞれ1項ずつ繰り上がりますので、その項ずれを修正するものであります。

続きまして、附則第11条でございます。すぐ上の括弧の見出しでございますが、現行の「平成21年度から平成23年度まで」とあるのを「平成24年度から平成26年度まで」に改め、年度の更新を行うものであります。ご承知のとおり、固定資産税の評価替えは3年に1回となっておりますので、今回は平成24年度が評価替えの基準年度となり、次の評価替えまでの間、平成25年度を第2年度、平成26年度を第3年度として課税事務を行うことから、評価替えごとに年度の更新が必要となるものであります。

同条第1項の第6号については、引用する地方税法附則第18条第4項が削除され、1項繰り上がりますので、その項ずれを修正するものであります。

次に、3ページ、附則第11条の2でございます。第1項及び第2項につきましては、土地価格が下落していることに伴い、その修正措置について規定している条文でございますが、括弧内の見出し及び本文において、今回の評価替えに伴う第2年度、第3年度について、それぞれ平成25年度、平成26年度と現行の年度に対応する年度の更新を行うものであります。

次に、下段の附則第12条、宅地等に対する特例でございます。改正の内容でございますが、まず括弧内の見出しについては、年度の更新を行います。

また、第1項は、宅地等で課税標準額が本則に達していない場合、いわゆる負担水準が低い場合でございますが、年5%ずつ負担を上げていく措置、いわゆる負担調整措置と言いますが、固定資産税の算定上、一定の負担水準に達するまでは、この措置による固定資産税額とするということについて規定している条文であります。ここでも本文1行目の年度の更新を行うものであります。

めくっていただき、4ページ中ほどの第2項でございます。右側の現行では、前項の規定により負担水準を5%上げた場合の住宅用地または商業地等の固定資産税額が、それぞれ本則の80%と60%を超える場合は、それぞれ80%と60%の固定資産税額とするという負担調整措置について規定している条文であります。改正では住宅用地の文言を削除して「商業地等」とし、あわせて本文1行目から2行目の年度の更新を行うものであります。

これについては、次の5ページ右側の現行中ほどにあります第4項、住宅用地について当該年度分の負担水準が80%を超える場合は前年度の課税水準による固定資産税額に据え置くという負担調整措置、いわゆる住宅用地の据え置き特例を廃止することによるものでございます。

4ページに戻っていただきまして、下段の第3項、宅地等で負担水準が20%に達していない土地の固定資産税額は20%とした場合の固定資産税額とするという負担調整措置について規定している条文でございますが、本文1行目から2行目の年度を更新するものであります。

続いて、5ページ、現行の第4項、据え置き特例は、先ほども申し上げましたとおり、廃止のため、削除となります。

次の左側、改正後の第4項でございますが、現行の第4項が削除されたため、1項繰り上がったものであります。内容についてでございますが、商業地等について負担水準が60%以上70%以下の土地については前年度の課税標準による固定資産税額に据え置くという負担調整措置、いわゆる商業地等の据え置き措置についてを規定している条文でございますが、本文2行目の年度を更新するものであります。

めくっていただきまして、6ページをお願いいたします。中ほどの第5項、これも前項同様1項繰り上がりました。ここでは、商業地等の負担水準が70%を超える土地については70%の固定資産税とするという負担調整措置の条文でございますが、本文2行目の年度を更新するものであります。

次の附則第12条の3でございます。ここでは用途変更宅地にかかわる負担調整措置について規定しており、年度の更新と引用する法律の修正及び読みかえ規定を追加するものであります。

次に、下段の附則第13条でございますが、ここでは農地に対する負担調整措置を規定しており、見出し及び本文1行目の年度の更新をするものであります。

次に、7ページでございますが、中ほどの附則第15条、特別土地保有税の課税の特例についてでございますが、第1項では、課税対象の土地を保有する場合、固定資産税相当額を控除するという規定でございますが、改正では、先ほどの附則第12条の4項、住宅用地の据え置き特例の項が削除されたことに伴い、引用条項が1項繰り上がるための項ずれの修正と、年度の更新を行うものであります。

次の第2項では、課税の対象となる土地を取得した場合、不動産取得税相当額を控除するという規定となっておりますが、取得の期限を3年延長し、平成27年3月31日とするものであります。なお、この特別土地保有税につきましては、平成15年度の税制改正におきまして課税停止措置となっており、現在は課税されておられません。

めくっていただきまして、8ページの中ほどの附則第21条の2でございます。これは新規に追加されたものでございまして、図書館・博物館、幼稚園を設置する一般社団法人または一般財団法人など、いわゆる特例民法法人から移行した一定の法人に係る固定資産税の非課税措置を規定するものであります。

次に、9ページ、附則第22条の2でございます。個人町民税に関する改正でございますが、これは

新規に追加するものであります。内容についてでございますが、第1項では、長期譲渡所得の課税の特例について、東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合には、その敷地にかかわる譲渡期限を震災があった日以後7年を経過する日の属する年の12月31日までの間と規定するものであります。租税特別措置法では、災害による居住用財産の長期譲渡所得の特例の規定では3年となっておりますが、震災特例法を適用することにより、東日本大震災による場合には7年に延長するというものであります。既に所得税では同様の特例が新設されているところであります。

めくっていただきまして、10ページの第2項でございますが、前項の規定を受けようとする場合の申告書への記載を規定するものであります。参考でございますが、本町に住所を移している東日本大震災の被災者が被災された土地を譲渡した場合には、この条項が適用になるのではと考えているところでございます。

最後に、10ページ中ほどの附則第23条、個人町民税に係る住宅借入金等特別税額控除についてでございます。第1項では、所得税において、東日本大震災にかかわる震災特例法の規定により、この特別税額控除を受けた場合には、個人町民税においても震災特例法の規定による特別税額控除を適用するという特例の規定となっておりますが、この条文のうち、前条において「震災特例法」という用語が定義されましたので、修正をし、また地方税法附則第45条第2項が追加されましたので、1条繰り上げによる項ずれを修正するものであります。

11ページの第2項につきましては、新規に追加するものでありまして、所得税について震災特例法による住宅借入金等特別税額控除の規定の適用を受けた場合における個人町民税の取り扱いについて規定しておりますが、東日本大震災にかかわる地方税法附則第45条第4項が新設されておりますので、個人町民税でこの特別控除を適用する場合の読み替え規定を整備するものであります。

以上、順を追ってご説明申し上げましたが、今回の改正の施行日につきましては、冒頭で申し上げましたが、法律の施行日と合わせて、平成24年4月1日といたしました。

なお、寡婦控除等の申告書提出不要の改正につきましては、平成26年1月1日からとなりますが、これは今回の改正法の公布に基づくものでありますから、今回の専決処分とさせていただきますのであります。

また、固定資産税関係において、今回削除されました旧条例附則第12条第2項の本文中の住宅用地の規定及び同条第4項の住宅用地の据え置き特例についてでございますが、経過措置といたしまして、平成24年度分及び平成25年度分につきましては負担水準を90%といたしまして旧条例の効力を有することとしており、住宅用地の据え置き特例は25年度まで継続されることとなります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。詳細説明といたします。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

念のため申し上げます。質疑は、千代田町議会会議規則第55条により、同一議題について3回を超

える質疑はできないとありますので、よろしくお願いいたします。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（細田芳雄君） 「質疑なし」と声がありましたので、質疑を終わります。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（細田芳雄君） 「なし」と声がありましたので、討論を終結します。

採決いたします。

承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（細田芳雄君） 挙手全員です。

よって、承認第1号は原案どおり承認されました。

○承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第4、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本専決処分につきましては、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布されたことに伴い、千代田町都市計画税条例においても所要の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなく、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

改正の要旨であります。都市計画税の土地に用いる課税標準額の算定方法については、住宅用地の特例の率は異なりますが、負担調整措置等は固定資産税の策定方法と同じであることから、先ほどの固定資産税の土地に関する改正と同様の改正をするものであります。

具体的には、平成24年度を評価替えの基準年度とすることから、各条項において、「平成21年度か

ら平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」とする年度の更新、また住宅用地の課税標準額については負担水準80%以上の住宅用地に係る据え置き特例を廃止いたします。ただし、経過措置により、平成24年度及び平成25年度分は、負担水準90%以上の住宅用地は旧条例附則の据え置き特例を適用するというものであります。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結します。

採決いたします。

承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（細田芳雄君） 挙手全員。

よって、承認第2号は原案どおり承認されました。

○承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第5、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

〔町長（大谷直之君）登壇〕

○町長（大谷直之君） 承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本専決処分につきましては、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布されたことに伴い、千代田町国民健康保険税条例においても所要の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなく、地方自治法第179条第1項の規定により専決

処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

改正の要旨であります。国民健康保険税の所得割額を算定する場合には、個人町民税と同様に被保険者の前年所得が基礎となりますが、この所得のうち、東日本大震災によって滅失した住宅の敷地を譲渡した場合、譲渡所得の特例を受けられる譲渡の対象期限が3年から7年に延長されましたので、税条例の個人町民税に関する改正と同様に、規定の整備を行うため、附則を追加するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（細田芳雄君） 討論を終結します。

採決いたします。

承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（細田芳雄君） 挙手全員です。

よって、承認第3号は原案どおり承認されました。

○承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第6、承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、年度末でもあり、議会を招集するいとまがなく、地方自治法第179条第1項の規定により、平成23年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第4号）を専決処分いたしましたので、同条第3項

の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

補正予算の内容ですが、去る12月定例会において議決いただきました介護保険事業運営費の介護保険システム改修電算委託料につきまして、年度内の事業完了を予定しておりましたが、介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う制度改正に関する国からの情報が3月に入ってから断続的に流れてくる状況にあり、システム改修の範囲が確定できず、年度内の事業完了が見込めなくなりましたので、介護保険事業運営費にかかわる繰越明許費を設定するため、平成23年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第4号）を専決により編成したものであります。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結します。

採決いたします。

承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（細田芳雄君） 挙手全員であります。

よって、承認第4号は原案どおり承認されました。

○同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第7、同意第1号 千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱につき同意を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

〔町長（大谷直之君）登壇〕

○町長（大谷直之君） 同意第1号 千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、4月2日をもって委員を辞職されました今井恒也氏の後任として、瀬戸井在住の岡田哲氏を委員に委嘱いたしたく、千代田町情報公開・個人情報保護審査会条例第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

岡田哲氏につきましては、群馬県教育委員会の教諭として昭和52年に採用され、県内の小中学校において長年にわたり教鞭をとられ、平成12年からは地元千代田東小学校教頭として、また平成21年からは西小学校の校長として学校教育の振興と充実にご貢献をいただきました。

岡田氏におかれましては、長年公務員としての公平公正な教育実績に加え、すぐれた識見を有しておりますので、情報公開・個人情報保護審査会の委員に最適任であることから、委嘱いたしたく提案するものでございます。

なお、任期につきましては、前任者の在任期間の平成25年6月13日までとなっております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結します。

採決いたします。

同意第1号 千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（細田芳雄君） 挙手全員であります。

よって、同意第1号は原案どおり同意することに決定いたしました。

○同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第8、同意第2号 千代田町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 同意第2号 千代田町監査委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、4月10日をもちまして任期満了となりました白石正躬氏を引き続き監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

白石正躬氏につきましては、昭和37年に埼玉県職員として奉職され、埼玉県内の県税事務所長や県税課長を歴任し、さらに税務事務の総括である「税務監」としてご活躍された税務事務のエキスパートでございます。また、会計事務につきましても専門知識を有する方でありましたので、平成20年4月より本町の代表監査委員としてご尽力をいただいております。

白石氏におかれましては、4年間の委員実績に加え、すぐれた識見を有しておりますので、引き続き監査委員に選任いたしたく提案するものでございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結します。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（細田芳雄君） 討論を終結します。

採決いたします。

千代田町監査委員の選任につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（細田芳雄君） 挙手全員であります。

よって、同意第2号は原案どおり同意することに決定いたしました。

○同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第9、同意第3号 千代田町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 同意第3号 千代田町監査委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、3月30日をもちまして議会選出の監査委員が任期満了となり、現在空席となっておりますことから、議会選出の新委員として青木國生議員を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

青木議員におかれましては、議員在任6期目となるベテラン議員であります。また、平成12年から2年間並びに平成18年から2年間、計4年間にわたり、議会選出の監査委員としてご活躍をいただいた実績もありますことから、今回の委員選任に当たりましては最適任者であると考えております。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結します。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（細田芳雄君） 討論を終結します。

採決いたします。

同意第3号 千代田町監査委員の選任につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（細田芳雄君） 挙手全員であります。

よって、同意第3号は原案どおり同意することに決定いたしました。

○発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第10、発議第3号 千代田町議会改革推進特別委員会の設置についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（細田芳雄君） 提出者に提案理由の説明を求めます。

9番、富岡芳男君。

○9番（富岡芳男君） 今、説明の前に、暫時休憩をちょっとお願いしたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 暫時休憩。

休 憩 （午後 2時21分）

再 開 （午後 2時26分）

○議長（細田芳雄君） 休憩を閉じて再開します。

9番、富岡芳男君。

[9番（富岡芳男君）登壇]

○9番（富岡芳男君） 発議第3号 千代田町議会改革推進特別委員会の設置について、提案理由の説明を申し上げます。

平成12年4月に地方分権一括法が施行されて10余年が経過し、地方自治法の見直しとともに、地方議会の役割は重要度を増し、機能の見直しが必要となっております。

本町議会では議員定数と常任委員会数の削減に取り組み、また議会広報「大河」、町ホームページを利用した会議録の掲載等、議会の効率化や透明性の確保を図っていますが、少子高齢化などにより、町民の意思を的確に町政に反映させるためには、今後とも継続して議会改革、議会の活性化や開かれた議会を目指して取り組んでいかなければなりません。

本年3月、町議会の改選により、自動的に千代田町議会改革推進特別委員会は消滅し、審議未了とされた調査案件も多く残っております。よって、このたび再度、千代田町議会改革推進特別委員会を設置すべく、議員全員協議会で協議し、設置することに決定しましたので、提案理由書のとおり、ここに千代田町議会改革推進特別委員会を設置したく提案するものであります。

議員各位の賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、発議第3号の案件について、提出者に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

10番、黒澤兵司君。

[10番（黒澤兵司君）登壇]

○10番（黒澤兵司君） 議席番号10番、黒澤兵司です。議長に発言許可をいただきましたので、質問をいたします。

発議第3号 千代田町議会改革推進特別委員会の設置について、提案者に伺います。1つ、提出者及び賛成者の関係について教えていただきたいと思います。

それから、設置理由について、1つ、12年前、先ほど提案者は「14年前」と言っていましたけれども、「12年前」だと思うのですね、12年前に地方分権一括法が施行され、議会機能の見直しが必要と言っているが、新しい議員が3名誕生しましたので、地方分権一括法の目的、基本理念、地方公務員

の責務の内容について説明をお願いしたい。

また、「議会機能の見直し」とうたっているが、具体的に何が必要なのか伺います。

1つ、議会では議員定数の削減や議会広報「大河」の発行、町ホームページを利用した会議録の掲載等があるが、これは特別委員会の過去形ではないか、終わったことだと思うのですが、いかがなものか。

また、議会の効率化や透明性の確保を図っているというが、4月2日の全員協議会での議員の発言がありました。議会の効率化や透明性の最たる提案であったと思います。議会の効率化や透明性を設置理由としている提案者、あなたの考えと相反する発議第3号、どのように説明できるのか伺います。

1つ、設置理由について、過去の丸写しで新たな理由が見当たらない。これが設置理由になっているのですが、前回の特別委員会、平成22年、23年において議会改革の推進として何を行ってきたのか、新議員がおられますので、説明をお願いしたい。

以上についてご答弁いただきたいと思います。1回目を終わります。

○議長（細田芳雄君） 9番、富岡芳男君。

[9番（富岡芳男君）登壇]

○9番（富岡芳男君） 「10余年」というのは、2年ではなく、数字ではなくて余り、10の余りですね。そのようです。

それと、申しわけありませんけれども、地方分権一括法ですね、これは私、勉強不足で答えることができません。失礼します。

それと、あと何でしたっけ、ちょっと忘れたのですけれども。一問一答でいいですから、ちょっと教えてください。

○10番（黒澤兵司君） 地方分権一括法と、こういうものですね、設置理由としてここに載っているので、私知らないと、意味がちょっと私にはよくわからないのですけれども、そんな難しい問題ではないと思うのですね、これは。

それと、今も言ったのですけれども、「議会機能の見直し」とうたっているが、具体的に何が必要なのか。必要だからこれ設置理由だと思うのですけれども、その答えもいただいていない……

○9番（富岡芳男君） 議会機能の見直しですか。

○10番（黒澤兵司君） そういうことですね。

全部言いましょうか、もう一回。大丈夫ですか。

○9番（富岡芳男君） では、もう一回言ってください。議会機能、それと……。

○10番（黒澤兵司君） あと議会では議員定数の削減、これはもう過去形だと思うのですね。それをまたここにうたっているということはどういうことかと、こういうことです。

それから、4月2日の全員協議会、議員の発言がありました。効率化や透明性の提案だったと、こういうふうに思いますけれども、それと提案者の考え方が相反している、どういうふうに説明してい

ただけるのかちょっと伺いたい。

それから……

〔「まだあるの。そこまでにしてください。ちょっとおかしくなっ
ちゃうんで」と言う人あり〕

○10番（黒澤兵司君） はい。

○9番（富岡芳男君） ちょっとまだわかっていないのですけれども、議員定数の過去形だと、削減したという過去形だと言いましたけれども、まだこれからも削減する余地があるかどうかも研究する課題だと思うのです。今12ですけれども、10にしてもいいし、8にしてもいいし、また多くしてもいいし、その研究はまだ過去形ではないと思います。まだ継続していくことだと思います。

それから、議会の透明性についてですけれども、機能全般について、ここに出ていますけれども、傍聴者への対応、広域化への対応、議会予算の検討、充実した節度ある発言、役職の兼務について、いろいろまだまだ研究する余地がある、そういうことであります。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 質問者に申し上げます。黒澤議員さん、2回目の質問から自席のほうでお願いいたします。

○10番（黒澤兵司君） まだお答えもらっていないので、もう少し……。

〔「議長、暫時休憩」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 暫時休憩します。

休 憩 （午後 2時37分）

再 開 （午後 2時45分）

○議長（細田芳雄君） 休憩を閉じて再開いたします。

9番、富岡芳男君。

〔9番（富岡芳男君）登壇〕

○9番（富岡芳男君） お答えします。

提出者の名前と関係はという質問でありますけれども、これは知っていると思いますが、議会運営委員会のメンバーの名前であります。

それと、私の議会改革の意見が食い違うということでもありますけれども、私は議会改革は推進すべきと思っておりまして、そういう理念の食い違いはないと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（細田芳雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「違う違う。その2つしかまだ言ってないから。ほかのは……」
と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 富岡芳男君。

○9番（富岡芳男君） ちょっと見逃しております。ちょっともう一回お願いします。

○議長（細田芳雄君） まだ1回目の質疑の中の続きとして取り上げます。もう一度質疑の幾つかあった中の分の……。

10番、黒澤兵司君。

○10番（黒澤兵司君） 1回目の継続ということで質問でよろしいですね。確認いたしますけれども、よろしいですか、議長。

○議長（細田芳雄君） はい。

○10番（黒澤兵司君） 最初に言ったのは、提出者と賛成者の関係ですね、今、議会運営委員会、このメンバーで提出したと、こういうことをお話をいただきました。次は地方分権一括法、目的、基本理念、地方公共団体の責務、こういう内容がうたってあるかと思うのですけれども、こういうことについてわからないようなお答えをいただいたのですけれども、設置理由に一応こういうことがうたっているんで、どれか一つでも、目的または基本理念、責務、このいずれかでも結構ですけれども、お答えをいただきたいということですね。「議会機能の見直し」とうたっているのですが、具体的に何が必要なのかということですよ……

[「何の話」と言う人あり]

○10番（黒澤兵司君） 「議会機能の見直し」ということがここで設置理由に書いてあるのですけれども、だから具体的にどういうことが必要なのか伺いたと思います。

それから、議会では議員定数の削減や議会広報発行、ホームページを利用しての会議録の掲載等があるがと、これはもう過去の特別委員会でやられたことであって、いまさらこれを持ち出されるということが理解できないと、こういうことを言っているわけであります。

それと、議会の効率化や透明性の確保を図っているという、これも言っていますよね、上から4行目で。4月2日の全員協議会での議員の発言があったわけです。議会の効率化や透明性の最たる提案だったと、そんなに時間食わないのだからこの全員協議会で進めたらどうですかというふうな提案と、どうですか、発言があったわけです。どうしてこういうことを後に延ばして、それで不透明、議会運営委員会でこういうふうな設置理由、メンバーでやってきたのかと。この考えからすると、さっき言った効率化や透明性が失われてくる、発議第3号にどう説明するのかと、こういうことであります。それを説明していただきたい。

それから、設置理由について、これは何年か前の丸写しですよ。新たな理由が全然見当たらない。ですから、前回の特別委員会、平成22年、23年において議会改革の推進として何を行ってきたのか、新しい議員がいるので、その辺のやってきたことを説明していただけないかと、こういうふうな私の質問でありますので、よろしくお願いします。

○議長（細田芳雄君） 9番、富岡芳男君。

[9番（富岡芳男君）登壇]

○9番（富岡芳男君） 地方分権ですね、ちょっと思い出しましたので申し上げますけれども、本当にさわりでありますけれども、小泉首相が登場したときに、中央集権が進んでいろいろ弊害が出てきたということでありまして、その権限を地方に移譲するというような施策が施行されました。それに伴いまして、地方の議会が重要度を増したというようなことだと思います。全部ではありませんけれども、そんなような認識をちょっと思い出しました。

それと、今まで何をやってきたか、議会改革ですね、何をやってきたかといいますと、一般質問のときですね、今までは一括でやったわけですがけれども3問、それを一般質問は一問一答方式で行う、そのようなこともこの議会改革でやりました。それと対面方式、それぞれのやっているね、そういうことをやったわけでありまして。

それと議会の、今まで同じことをやって、同じことではないかと言われてはいますがけれども、こういうテーマというのは永遠に改革していかなくてはならないという、これだけやったからいい、例えば定数の問題ですけれども、定数が12だからいいというものではありません。これからも考えていかなければならない、そういういろいろ今までやったことも、またそのときにおいて、また場所において、時期において見直さなければならぬ、そういう意味であります。

それと、何であのときにやらなかったかということではありますが、あのとき議会改革特別委員会を設置に当たってですね、私も確認したのですけれども、「これは議会運営委員会に付託されるのですか」と聞きましたら、「そうであります」ということのでございましたので、その後の議会運営委員会のときに皆さんに提案しましたところ、前回と同様、同じような方法でやっていったらどうかということで今回の提案理由と、提案のメンバーと提案書が出たところでもあります。

以上です。

〔議長、的を射てないんだけど〕という人あり〕

○議長（細田芳雄君） ほかに質疑ありますか。

〔質疑じゃなくて、答えが出てないんだけど〕という人あり〕

○議長（細田芳雄君） 今……

〔「じゃあ2問目いきますか」〕という人あり〕

○議長（細田芳雄君） 10番、黒澤兵司君。

○10番（黒澤兵司君） 今、提案者からいろいろ説明をいただいたのですが、的を射ていないような内容で、非常に私も理解できない。何と言ったらいいのですかね。一問一答方式がどうのこうの。私が聞いているのは、平成22年、23年においてはどういうことをやったかという具体的なことを聞いているのですが、さっきの質問の内容というのはその前の話だったのではないのでしょうかね。

それから、設置理由について、全く数年前の丸写しで新たな理由が見当たらない。残すものは残す、それはそれで結構だと思うのですが、議会改革として丸写しというのはちょっと私には理解できないわけでありまして。

2つ目の質問といたしまして、議会運営委員の権限、それから仕事、どういうふうな、また何をするのか、この議会運営委員会というのを、内容ですね、それをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 9番、富岡芳男君。

[9番（富岡芳男君）登壇]

○9番（富岡芳男君） はっきりは申し上げられませんが、私が今までやってきたことにおいては、議会の進め方、それと議案の事前の調整、それからこういった議会に関する問題等を調査研究したり決めたりする、そんな委員会だと思います。

○議長（細田芳雄君） 10番、黒澤兵司君。

○10番（黒澤兵司君） 議会運営委員会、内容を見ますと、これは第三者機関と言ったらいいのでしょうかね、議会とそれから執行部とを取り持つというのですか、そういうような進め方、取り扱いですか、そういうことをやるのではないかと思うわけでありまして。ここに議会運営委員会で、ここに提案しているわけですが、これをどこかの機関に多分付託するとか、いろいろまた審議が出てくると思います。議会運営委員会で提案しますと、議会運営委員会には持ち出せなくて、その後の取り扱いをどうするのかという問題が起きてくるかと思えます。その辺のことについて、提案者に言ってもこれは提案者の答弁が出てこないと思えますけれども、提案者について、議会運営委員長としてどういうふうなそこに、付託されるのが議会運営委員会か常任委員会かちょっとわかりませんが、出たときにはどういう扱いをするのか、最後に伺いたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 9番、富岡芳男君。

[9番（富岡芳男君）登壇]

○9番（富岡芳男君） これからの流れだと思いますけれども、ここで皆さんに賛成していただければ、この後の全員協議会において、千代田町の議会改革推進特別委員会を設置してもらいまして、そこで今度は議論をするという流れになると思います。

○議長（細田芳雄君） ほかに質疑はございませんか。

3番、坂部敏夫君。

[3番（坂部敏夫君）登壇]

○3番（坂部敏夫君） 議席番号3番、坂部敏夫です。千代田町議会改革推進特別委員会の設置について、本件について質問します。

まず、提案者に質問します。一部、黒澤議員の発言とダブるところがありますが、この提案理由の中に、設置理由ですか、その中に、インターネットあるいはITを使って、ホームページその他の合理化を図るということがありますが、この発議の提出者、議運の長は、ITについてどのくらい取り組む意思があるか、質問申し上げます。以上。

○議長（細田芳雄君） 9番、富岡芳男君。

[9番（富岡芳男君）登壇]

○9番（富岡芳男君） これはITのほうは、議会の議事録をインターネットの、ホームページですか、それに載せるということでございまして、それは大いに載せてもらって結構だと思います。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 3番、坂部敏夫君。

○3番（坂部敏夫君） 今の質問に対する答えとして、提出者がどのくらいITに取り組むか、要するにインターネット、メール、それに取り組むかということは何ったのですが、実はこういう例がございます。実はこの会議の後、全員協議会が招集されております。3日前に配付された資料なのですが、この招集通知を持って議会の職員さんが全議員のうちの回っているんですね。1通の書状を持って町じゅうを回っていると言っても過言ではないかと思うのです。これをもしインターネット、Eメールを使えば、正式な公印の押されている書類はここへ集まったときにちょうだいするとして、もし全議員がメールが運用できれば、職員さんが全議員宅を回ることなく、一括メールで通達することができるのです。そういう合理化もできるのに、設置理由を何年も前からここへうたっておいて、ホームページを云々とか、さもインターネットを使って、あるいはEメールを使って合理化を図っているような経緯がありますが、進展がないということなのですね。ですから、黒澤議員さんがおっしゃられたように、何年も前から同じ設置理由を使ってここへ上程しているという話ですが、そういうことが問題の先送り、あるいは改革のない一つのあらわれではないかと思うのです。ですから、そういう意味で、今回の提出者、富岡議員初めとして、ほかの議員さんにもそういう意思があるや否や、まず一つ伺いたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 9番、富岡芳男君。

[9番（富岡芳男君）登壇]

○9番（富岡芳男君） 今、Eメールとかいろいろ伺ったのですが、こういうことは、私が「あします、こうします」と言うよりも、まさにこれから議会改革特別委員会で皆さんに論議していただいて、そのような方向でいくならいく、いかないならいかない、そういう議論をしていただきたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 3番、坂部敏夫君。

○3番（坂部敏夫君） 全員協議会で話し合うという話であります、やはり千代田町の議員に立候補する、あるいは議員に就任している人たちの務めとして、そういう合理化は積極的に進めていくべきだと、このように考えます。ですから、また全協でそのようなお願いをすることは承知しておいてください。

それと、2つ目の疑問なのですが、今回のこの議会改革推進特別委員会の設置を、議運の長たる方が提出者となって、ほかの賛同者は議運の方が賛同者となって提出されておりますが、これを地方自治法をひもといて、一番上位法ですね、次に千代田町の議会委員会の条例集、これをひもときました。次に、議員必携をひもときました。一番最後に先例集、これを見てみたのですが、先例集に一番最後

規定されていますので、今ここでこの提出がちょっと不合理であるという、違法だということは申し上げられないのですけれども、非常にいろいろなものを見ていく上で不合理なものを感じます。ですから、全員協議会でこれから審議していただくことがよろしいかと、このように思っております。

具体的に申し上げますと、議員必携の162ページ、ここに議会運営委員会の権限、丸の1番、2番、3番、それで詳細で24項目の取り扱い項目が規定されています。この中にはないのです。それで、地方自治法の中にも議運がこれを発議するということが書いてありません。地方自治法になくて、議員必携になくて、千代田町の議会委員会条例、これにも議運が行うべきものはないように見受けられます。それと、議会先例集の中でも、議運が、「やってはいけない」とは書いてないのですが、やることが不合理だというふうに思っているところがございます。

結論から申し上げますと、先例集の2ページ、第2章、その第4項に、議会が提出する発議案は、議会運営委員長が提出者となり、その他の委員が賛成者となるものとする、一番最後にこの殺し文句といいますが、締めがありますので、ここで私は同意をしますが、その前には、不合理と思われるものは……先例集の5ページです。第7章、委員会というのがありまして、第1節に常任委員会、この規定がございます。第2節、議会運営委員会、この規定がございます、これはここで規定されているとおりの議会の会議の運びをもって選定されました。言いかえてみると、議長が指名をして、議会の同意を得て決定するというようなことで、第1節、第2節が決まっているのです。第3節に特別委員会の項目があります。これは例えば百条委員会だとか、審査会ですとか、今回議題にのっている特別委員会、これに対する規定だと思うのですが、特別委員会は、正副議長で協議の上、会議に諮って指名するものとする、このような規定があるのです。ですから、議会運営委員会は、本当はこういうことを発議してはいけないのではないかと考えてずっと考えておったのです。ですが、冒頭に申し上げましたように、2ページに発議はということで、議会が発議するものはということが規定されていますので、本件については妥協しますが、将来、全員協議会でこの先例集の見直しもしていただく必要があるのではなかろうか、要するに議運が持たない権限、地方自治法や議員必携、あるいは委員会条例、これで規定していない権限をもって発議しているように思いますので、そのような質問と提案をして坂部敏夫の質問を終わります。

[何事か言う人あり]

○3番（坂部敏夫君） ちょっと後ろからアドバイスいただきました。坂部敏夫です。

この後どうするか、議長のお考えを伺いたいと思います……

[「議長……」と言う人あり]

○3番（坂部敏夫君） では、提出者だ。

提出したことについては賛成です。今は。

○議長（細田芳雄君） 9番、富岡芳男君。

[9番（富岡芳男君）登壇]

○9番（富岡芳男君） お答えします。

この後のことについては、皆さんにご協議をしていただいて、その中でやっていけばいいと思います。今ここに提出しているのも、皆さんがご協議して、そのようにしろと言われましたので、私のほうから提案したわけであります。

以上です。

〔「議運とは言ってないぞ」「いや……」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結します。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結します。

採決いたします。

発議第3号 千代田町議会改革推進特別委員会の設置について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（細田芳雄君） 挙手全員であります。

よって、発議第3号は原案どおり可決されました。

ただいま設置されました千代田町議会改革推進特別委員会の委員の選任について、千代田町議会委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く全員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） ご異議なしと認めます。

よって、千代田町議会改革推進特別委員会の委員は、議長を除く全員を選任することに決定いたしました。

暫時休憩します。

休 憩 （午後 3時10分）

再 開 （午後 3時45分）

○議長（細田芳雄君） 休憩を閉じて再開いたします。

○千代田町議会改革推進特別委員会正副委員長の互選

○議長（細田芳雄君） 千代田町議会改革推進特別委員会の正副委員長が互選され、議長あてその結

果が届いておりますので、ご報告いたします。

議会改革推進特別委員会委員長に柿沼英己君、議会改革推進特別委員会副委員長に野村智一君。
以上、報告を終わります。よろしく願いいたします。

○千代田町選挙管理委員及び補充員の選挙

○議長（細田芳雄君） 日程第11、千代田町選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。
暫時休憩いたします。

休 憩 （午後 3時46分）

再 開 （午後 3時54分）

○議長（細田芳雄君） 休憩を閉じて再開いたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

なお、指名の方法は、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

千代田町選挙管理委員に、齋藤長十郎君、高際恭司君、君島進一君、遠藤譲君の以上4名の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしましたそれぞれの諸君を千代田町選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました齋藤長十郎君、高際恭司君、君島進一君、遠藤譲君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には、阿部松夫君、川島邦雄君、松沢久雄君、家中小一君、以上4名の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしましたそれぞれの諸君を千代田町選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（細田芳雄君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました阿部松夫君、川島邦雄君、松沢久雄君、家中小一君、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りいたします。補充の順序は、ただいま議長が指名した順序にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（細田芳雄君） ご異議なしと認めます。

よって、補充員の順序はただいま議長が指名した順序に決定いたしました。

以上で、今臨時会に付議されました案件はすべて議了いたしました。

○町長あいさつ

○議長（細田芳雄君） 町長に発言を求められておりますので、これを許します。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 平成24年第3回議会臨時会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日1日の臨時会ではありましたが、専決処分事項の承認、あるいは人事案件につき慎重なご審議をいただき、ご提案申し上げました議案につきましてすべて議了いただき、心からお礼を申し上げる次第でございます。

さて、新年度がスタートしてから10日が過ぎましたが、過日成立しました国の平成24年度予算では、一般会計総額90.3兆円と3年連続で90兆円を上回る高水準となっております。一方、国債発行額は44.2兆円で、国債への依存度は49%と当初予算ベースで過去最悪を更新しております。国債発行額が税収見通しを上回る異常事態は4年連続であり、現在の国財政は、まさに破綻寸前であると言っても過言ではありません。

今年度の千代田町予算においても、長引く不況を反映し、税収見通しが前年度を下回る厳しい状況ではありますが、住民要望をしっかりととらえ、行財政改革や職員の意識改革をより一層徹底し、活力あるまちづくりを推進してまいり所存であります。議員各位におかれましては、今後ともご指導とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最近日は日ごとに暖かくなってまいりましたが、季節の変わり目でございますので、皆様におかれましては、健康に十分ご留意され、ますますご活躍をされますことをご祈念申し上げ、閉会に当たりましてのお礼のごあいさつといたします。ありがとうございました。

○閉会の宣告

○議長（細田芳雄君） 長時間にわたりご審議、ご協議を賜り、ありがとうございました。

以上をもちまして、平成24年第3回千代田町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉 会 （午後 4時00分）

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

平成24年 月 日

千代田町議会議長 細 田 芳 雄

①署名議員 坂 部 敏 夫

②署名議員 襟 川 仁 志